

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年 4月22日(月)

休刊のお知らせ

次週号は休刊とさせていただきます。
次回は5月7日(火)号となります。



◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

4/22(月) 仏滅

23(火) 大安 春の園遊会

24(水) 赤口

25(木) 先勝 日本銀行の金融政策決定会合(～26日)

26(金) 友引 バリ五輪開幕まで3ヵ月

27(土) 先負

28(日) 仏滅 衆議院3補欠選挙投開票、競馬・天皇賞

〓 先週の株と為替 〓

	日経平均株価		円(対米ドル)
4/15(月)	39,233	▼291	153.90 ▼0.66
16(火)	38,471	▼762	154.39 ▼0.49
17(水)	37,962	▼509	154.61 ▼0.22
18(木)	38,080	△118	154.27 △0.34
19(金)	37,068	▼1012	154.47 ▼0.20

給与所得者の定額減税(月次減税)Q&A

給与所得者に対する所得税の定額減税(本人と扶養親族等の人数×3万円)は、給与の支払者のもとで本年6月以後に支払う給与等の源泉徴収税額から控除(控除しきれない金額は以後の給与等の源泉徴収税額から順次控除)する「月次減税」を行います。

◆ Q & A

Q. 月次減税の対象となる「基準日在職者」とは?

A. 本年6月1日現在で勤務している方のうち、扶養控除等申告書を提出している居住者(甲欄適用者)が該当し、一律に月次減税の適用を受けます。

Q. 減税額の計算に当たり扶養親族等の確認は?

A. 減税額の計算に含める同一生計配偶者や扶養親族(いずれも居住者に限る)は、提出された扶養控除等申告書により確認を行い人数を把握します。ただし、扶養控除等申告書に記載されていない同一生計配偶者(所得金額900万円超である基準日在職者の場合)等は、「源泉徴収に係る申告書」の提出を受けることで減税額の計算に含めることができます。

Q. 扶養控除等申告書に記載されている「源泉控除対象配偶者」を減税額の計算に含める?

A. 「源泉控除対象配偶者」には所得金額95万円以下の配偶者が記載されていますが、減税額の計算に含める「同一生計配偶者」は所得金額48万円以下の居住者です。そのため「源泉控除対象配偶者」のうち所得金額48万円超の方や非居住者は含めません。

Q. 減税額の計算に含める扶養親族は?

A. 扶養控除等申告書に記載された「控除対象扶養親族」や扶養控除等申告書の住民税に関する事項に記載された「16歳未満の扶養親族」のうち、居住者である方を計算に含めます。

■この記事の詳細は、情報BOX201516

「代表取締役等住所非表示措置」の創設

商業登記規則等の改正により、登記事項証明書等に株式会社の代表取締役等の住所を一部表示しないことができる「代表取締役等住所非表示措置」が本年10月から施行されます。

これは、代表取締役等のプライバシー保護を図る措置で、代表取締役等の住所が登記される登記申請(代表取締役等の就任や住所移転など)と併せて本措置を希望する申出を行うことで、住所の表示を最小行政区画(市区町村)までにできます(法律上の利害関係がある者は住所を確認可能)。

なお、本措置により登記事項証明書等で代表者の住所を証明できなくなるため、融資や取引で不都合が生じる場合があることに留意します。

★★★ 5月のチェックポイント ★★★

※取引先のゴールデンウィークの休業日程を確認して納品や集荷などに支障がないようにします。

※個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、徴収に備えて賃金台帳に転記します(定額減税の実施により徴収方法が例年と異なります)。

※固定資産税の納税通知書が届いたら、課税内容が適正かチェックして納付期限を確認します。

※自動車・軽自動車の所有者(4月1日時点)に対して自動車税・軽自動車税の納税通知書が届くので納付期限を確認します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

給与所得者に係る所得税の定額減税（月次減額事務）の対象者等を確認

◆月次減税の概要

給与所得者に係る所得税の定額減税については、主たる給与の支払者が令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に係る源泉徴収税額から月次減税額を控除（除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払う給与等に係る源泉徴収税額から順次控除）する月次減税を行います。

月次減税額は、①本人（居住者に限る）3万円、②同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限る）1人につき3万円の合計額となるため、月次減税事務では各人別の月次減税額と各月の控除額等を管理することになります。

◆控除対象者等の確認

月次減税事務では、まず月次減税の対象となる基準日在職者を確認し、月次減税額の計算に含める同一生計配偶者や扶養親族を把握する必要があります。

◎月次減税の対象となる「基準日在職者」

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務しており、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者（扶養控除等申告書を提出している方）が月次減税の対象となる「基準日在職者」に該当し、基準日在職者は一律に月次減税額の控除を受けることとなります。

なお、*令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の乙欄又は丙欄が適用される居住者（扶養控除等申告書を提出していない方）、*令和6年6月2日以後に勤務することとなった方、*令和6年5月31日以前に退職した方、などは月次減税の対象になりません。

◎月次減税額の計算に含める同一生計配偶者や扶養親族の確認方法

月次減税額の計算に含める同一生計配偶者や扶養親族は、令和6年6月1日以後最初の月次減税事務を行うときまでに提出された扶養控除等申告書により確認し、人数を把握します。ただし、扶養控除等申告書に記載されない同一生計配偶者（令和6年中の所得金額の見積額が900万円超である基準日在職者の同一生計配偶者）等については、基準日在職者から「源泉徴収に係る申告書」（令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書）の提出を受けることで月次減税額の計算に含めることができます。

※全ての基準日在職者から加算対象となる同一生計配偶者と扶養親族を記載した「源泉徴収に係る申告書」の提出を受けて確認する方法も可能。

◎「源泉控除対象配偶者」のうち「同一生計配偶者」を確認

基準日在職者が提出した扶養控除等申告書に記載されている「源泉控除対象配偶者※」のうち、所得金額の見積額が48万円以下で、かつ居住者である「同一生計配偶者」を月次減税額の計算に含めることとなります。そのため「源泉控除対象配偶者」の所得金額等を確認して「同一生計配偶者」に該当するかを判定します。なお、所得金額48万円超の配偶者は配偶者自身の所得税において定額減税額の控除が行われます。

※「源泉控除対象配偶者」とは、所得金額900万円以下の給与所得者と生計を一にしており、所得金額95万円以下の配偶者をいいます。

◎所得金額900万円超の基準日在職者の「同一生計配偶者」を確認

令和6年中の所得金額の見積額が900万円超の基準日在職者の配偶者については、所得金額48万円以下の「同一生計配偶者」であっても「源泉控除対象配偶者」に該当しないため、扶養控除等申告書に記載されていませんが、基準日在職者から同一生計配偶者について記載した「源泉徴収に係る申告書」の提出を受けた場合は月次減税額の計算に含めることができます。

◎「控除対象扶養親族」を確認

基準日在職者が提出した扶養控除等申告書に記載されている「控除対象扶養親族」のうち、居住者である扶養親族を月次減税額の計算に含めます。

◎「16歳未満の扶養親族」を確認

基準日在職者が提出した扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」に記載されている「16歳未満の扶養親族」のうち、居住者である扶養親族を月次減税額の計算に含めます。

なお、扶養控除等申告書（住民税に関する事項）に「16歳未満の扶養親族」を記載していなかった場合は、令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに「16歳未満の扶養親族」を記載した扶養控除等申告書を再提出する等により月次減税額の計算に含めることができます。